

社団法人 日本セカンドライフ協会定款

(平成 17 年 8 月改訂)

社団法人 日本セカンドライフ協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本協会は、社団法人日本セカンドライフ協会(英文名 Japan Association of Second-life Service)(以下「本会」という)と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都世田谷区松原2丁目42番地に置く。

2. 本会は、総会の議決を経て必要な地に事務所を置くことができる。

(目的)

第3条 本会は、企業高齢退職者等(以下「サラリーマンオービー」という)の生きがいづくりのための各種活動に対する支援、相談及び調査研究等を行うことによりサラリーマンオービーの社会参加の促進を図り、もって明るく活力ある長寿社会の実現に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) サラリーマンオービーの社会参加を促進するための新たな交流の場の提供事業
- (2) サラリーマンオービーに対する相談事業
- (3) サラリーマンオービーに関する調査研究事業
- (4) 機関誌の刊行
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、登録企業会員・退職受益会員・特別会員・名誉会員で構成され、登録企業会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 登録企業会員 本会の目的に賛同し、サラリーマンオービーの福祉の向上に熱意を有し、その生きがいづくりに積極的に取り組んでいる団体
- (2) 退職受益会員 登録企業会員に属する個人
- (3) 特別会員 理事会の決議により、本会の目的と事業に関わる事項について学識経験を有すると認められた個人・法人又は団体
- (4) 名誉会員 理事会の決議により、本会の事業に顕著な功績があったと認められた個人・法人又は団体

(入会)

第6条 登録企業会員として入会しようとする者は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込まなければならない。

2. 入会は、総会が別に定める基準により、理事長がその可否を決定し、理事長が入会申込人に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 登録企業会員は、総会において別に定める入会金・年会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員は、次の理由によりその資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 禁治産又は準禁治産の宣告を受けたとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 2年以上の会費を滞納したとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 登録企業会員は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の定款又は規則に違反したとき。

(2) 本会の名誉を傷つけ、または目的に反するような行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種類および定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

理事 12名以上17名以内

監事 2名以上3名以内

2. 理事のうちより次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 理事長 1名

(3) 専務理事 1名

3. 理事のうちより次の役員を置くことができる。

(1) 副会長 3名以内

(2) 副理事長 3名以内

(3) 常務理事 3名以内

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2. 理事は互選により、前条第2項に定める役員を選任する。

3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

4. 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添え、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

5. 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。

(職務)

第14条 役員の職務は、次のとおりとする。

(1) 会長は本会の象徴としての役割りを担う。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合は、会長の職務を代行する。

(3) 理事長は本会を代表し、その業務を総理する。

(4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あった場合又は理事長が欠けたときは理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

(5) 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、本会の常務を統括する。

(6) 常務理事は、理事会の議決に基づき本会の常務を分担処理する。

(7) 理事は、理事会を構成し、定款及び総会の議決に基づき、本会の業務を執行する。

(8) 監事は次に掲げる業務を行う。

① 会計を監査すること。

② 理事の業務執行状況を監査すること。

- ③会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会又は厚生労働大臣に報告すること。
- ④前項の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(任期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期終了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1)心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2)職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員には費用を弁償することができる。
3. 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 総会

(種別)

第18条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第19条 総会は、登録企業会員をもって構成する。

(機能)

第20条 総会は、この定款で定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

(開催)

第21条 通常総会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 登録企業会員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 第14条第8項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第22条 総会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第2項の規定による請求があったときは、30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
3. 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第23条 総会の議長は、その総会において出席登録企業会員の中から選出する。

(定足数)

第24条 総会は、登録企業会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した登録企業会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない登録企業会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の登録企業会員を代理人として表決を委任することができる。

2. 前項の場合における前2条の規定の適用については、その登録企業会員は会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 登録企業会員の現在員数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること)
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(機能)

第29条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第30条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

2. 通常理事会は、年度終了後3ヶ月以内に開催する。
3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めるとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
 - (3) 第14条第8項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第31条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長は前条第3項第2号又は第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数等)

第33条 理事会には、第24条から第27条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」及び「登録企業会員」とあるのは、それぞれ「理事会」及び「理事」と読み替えるものとする。

第6章 委員会等

(委員会の設置等)

- 第34条 本会は、必要に応じて、委員会等を設けることができる。
2. 委員会等の運営等に関し必要な事項は、理事会が定める。

第7章 財産及び会計

(財産の構成)

第35条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業から生じる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第36条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(経費の支弁)

第37条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第38条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、通常総会において3分の2以上の議決を経て、厚生労働大臣に届け出なければならない。

2. 新会計年度において、前会計年度の事業内容と大幅に異なる事業計画を立てるため、前会計年度の予算に準じ収入支出することができない場合は、新会計年度開始前に臨時総会を開き3分の2以上の議決を経て、厚生労働大臣に届けなければならない。

(暫定予算)

第39条 前条第1項の規定により、新会計年度の通常総会において事業計画及びこれに伴う予算が成立するまでは、理事長は予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2. 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。
3. 前各項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第40条 本会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において3分の2以上の議決を経て、その会計年度終了3か月以内に厚生労働大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書を添えるものとする。

(長期借入金)

第41条 本会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において3分の2以上の議決を経、かつ厚生労働大臣の承認を得なければならない。

(会計年度)

第42条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会において登録企業会員の総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得なければ変更することができない。

(解散)

第44条 本会は民法第68条第1項第2号から第4号まで及び第2項第2号の規定によるほか、総会において登録企業会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て解散する。

(残余財産の処分)

第45条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において登録企業会員の4分の3以上の議決を経、かつ、厚生労働大臣の許可を得て、本会との類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第9章 事務局

(設置等)

第46条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2.事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3.事務局長及び職員は、理事長が任免する。

4.事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第47条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1)定款

(2)会員名簿および会員の異動に関する書類

(3)理事、監事、委員会等委員及び職員の名簿並びに履歴書

(4)許可、認可等及び登記に関する書類

(5)定款に定める機関の議事に関する書類

(6)収入、支出に関する帳簿及び証拠書類

(7)資産、負債及び正味財産の状況を示す書類

(8)その他必要な帳簿及び書類

第10章 補則

(委任)

第48条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

附則

1. この定款は、本会の設立許可のあった日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第13条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
3. 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
4. 本会の設立初年度の会計年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成4年3月31日までとする。